

消費者の財産被害に関する 情報の集約・分析・対応経費

令和元年5月
消費者庁消費者政策課
財産被害対策室

～消費者安全法の概要～ 消費者事故等とは

消費者事故等

消費生活において事業者が引き起こす消費者に生じる様々な被害

生命・身体分野

商品や施設、工作物等、又は役務によって生命・身体に被害が発生した事故又はそのおそれのある事態

事業として供給された商品・製品によって生じた事故

- (例)
- ・薬品による薬害事故
 - ・自動車の欠陥による事故
 - ・家電製品による発火

事業として提供されたサービスによって生じた事故

- (例)
- ・バス、タクシー、鉄道、航空機等の事故
 - ・医療事故
 - ・レストランでの食中毒
 - ・学校での授業中の事故

事業のために提供された施設・工作物の利用に伴い生じた事故

- (例)
- ・駅やスーパーでのエレベーター事故
 - ・公園遊具による事故

財産分野

消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的・合理的な選択を阻害するおそれのある行為であって政令で定めるもの(※)が事業者により行われた事態

※虚偽又は誇大な広告・表示、不実告知、断定的判断の提供など

- (例)
- ・合理的な根拠がないにもかかわらず、「簡単に稼げる」などとうたい消費者に多額の金銭を支払わせる情報商材の販売
 - ・有名企業の名をかたった架空請求
 - ・正規品であると偽って宣伝を行う偽ブランドの販売

「事業者」との関係がないもの

- (例)
自然災害

「消費生活」において生じた事故ではないもの

- (例)
・労働災害
・公害

注：事業者とは、商業、工業、金融業、その他の事業（政府サービス、NPOを含む。）を行う者をいう。
消費者とは、個人（事業を行う個人を除く。）をいう。

～消費者安全法に基づく財産被害事案に係る対応～

消費者事故等(財産に関する事態)の定義(2条5項3号)

- 消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為が事業者により行われた事態

【例】

- ① 虚偽・誇大な広告・表示
- ② 契約締結、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者の判断を誤らせる行為
- ③ 消費者を欺き、又は威迫して困惑させる行為
- ④ 債務不履行

関係機関等への情報提供(38条2項)

- 消費者事故等の発生・拡大防止に資する情報の提供

【例】

- ① 詐取金が管理されている預金口座を凍結し、被害回復の原資に充てることのできるよう、把握した口座情報を金融機関に提供
- ② 電話や事務所が悪質商法のツールとして利用されることを防止しやすくなるよう通信事業者等に契約情報を提供

消費者事故等の発生又は拡大防止のための措置

1. 消費者への注意喚起(38条1項)

悪質事業者による重大な事案又は新たな手口が用いられている事案について、消費者事故の発生又は拡大の防止に資する情報を公表

2. 他の大臣に対する措置要求(39条1項)

各省所管法令によって消費者事故等の発生又は拡大防止のための措置を講じることができる場合に、関係大臣に当該措置の実施を要求

隙間事案に関する事業者向け措置

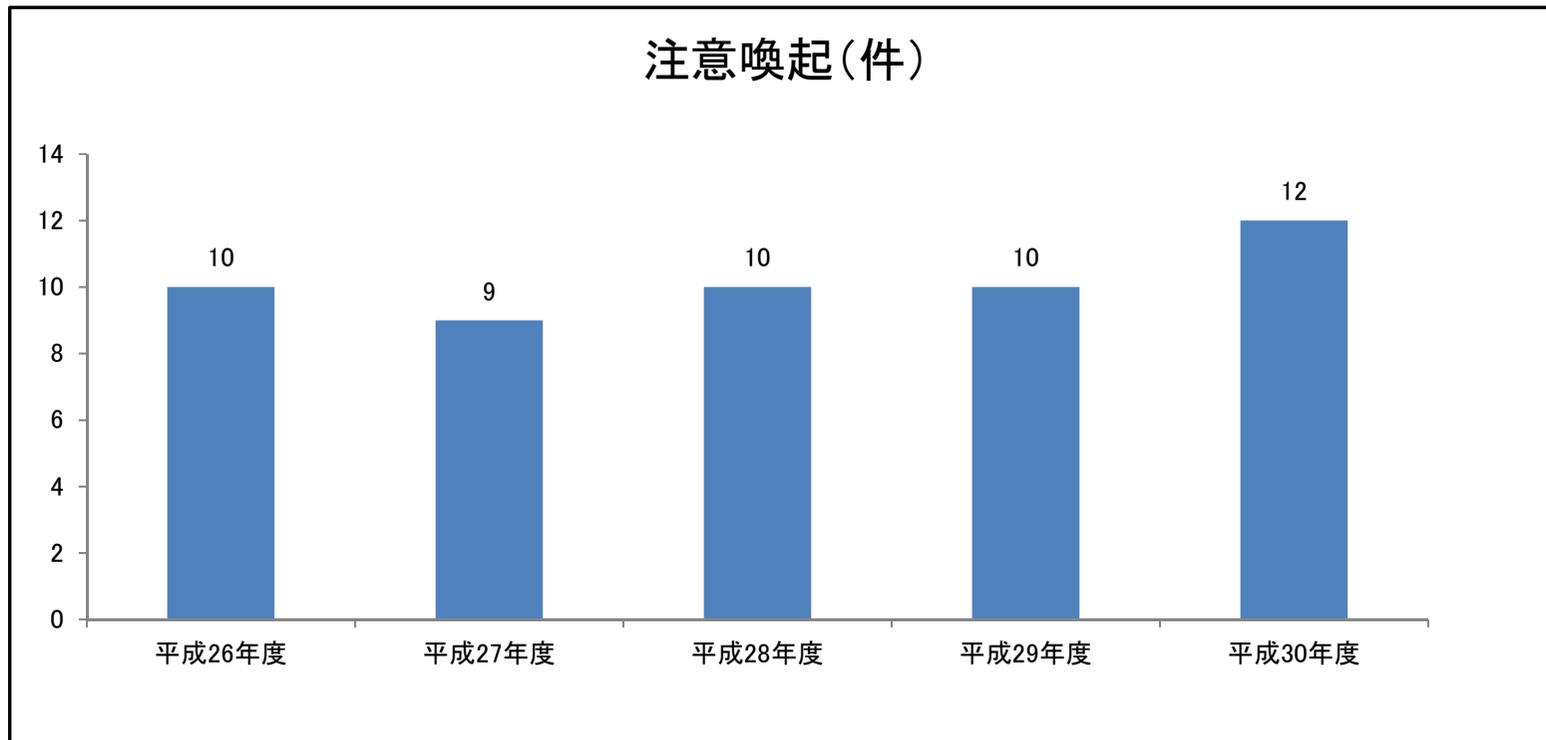
- 事業者に対する勧告及び命令(40条4項・5項)

「多数消費者財産被害事態」に該当し、かつ、消費者事故等による被害の発生又は拡大防止のために講じ得る他の法律の規定による措置がない「隙間事案」について、消費者安全法に基づき、事業者に対し、勧告・命令を行う。

- ・ 被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・ 勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**(命令違反に対しては罰則)

～消費者安全法の執行～ 執行実績(注意喚起件数)

【消費者安全法(財産事案)の注意喚起件数の推移】



～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

【消費者に対する注意喚起(平成30年度)】

公表日	事案名	措置等	概要
H30.4.26	「月収50万円なんてコピペするだけで簡単に稼げます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社イメージ」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社イメージ」(以下「イメージ」という。)は、「月収50万円なんてコピペするだけで簡単に稼げます！」などとうたって消費者を勧誘し、イメージが販売するツールを用いて編集した動画をインターネット上の動画サイトに掲載するだけでお金を稼げるとして高額なツールの利用料等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを用いて動画サイトに投稿しても、誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示、不実告知及び断定的判断の提供。)
H30.4.27	法務省の名称を不正に使用して、架空の訴訟案件を記載したはがきにより金銭を要求する事案に関する注意喚起	注意喚起	「法務省管轄支局民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」などと称する事業者は、消費者に対して「契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました。このままご連絡なき場合は、(中略)差し押さえを強制的に執行させて頂きます。」などと記載したはがきを送りつけていた。不安を覚えた消費者がはがきに記載された連絡先に電話をすると、弁護士会や弁護士のものとする電話番号を教示され、その番号に電話をした消費者に対し、弁護士と称する者が、示談に持ち込むために着手金が必要であるなどとして、金銭を支払うよう要求していた(消費者を欺き、又は威迫して困惑させること。) 消費者は、通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、そのギフト券の番号を伝えるなどして、要求された金額を支払っていた。

～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

公表日	事案名	措置等	概要
H30.6.29	SMSを用いて有料動画等の未納料金の名目で金銭を支払わせようとする「アマゾンジャパン合同会社等をかたる架空請求」に関する注意喚起	注意喚起	<p>アマゾンジャパン合同会社等をかたる事業者は、消費者の携帯電話に「有料動画の未納料金があります。本日中にご連絡無き場合は、法的手続きに移行致します。アマゾン●●」などと記載されたSMSを送信するとともに、SMSに記載された電話番号に連絡してきた消費者に「有料動画の未納料金があります。」「保険が使えるので、後から全額返金されます。」などと告げ、有料動画の未納料金の名目で金銭を支払わせようとしていた(消費者を欺き、又は威迫して困惑させること)。</p> <p>消費者は、実際には有料コンテンツ利用料金の未払など生じていないにもかかわらず、通販サイトのギフト券をコンビニエンスストアで購入して、そのギフト券の番号を伝えるなどの方法によって、要求された金額を支払っていた。</p>
H30.7.6	「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社きれい」に関する注意喚起	注意喚起	<p>「株式会社きれい」(以下「きれい」という。)は、「やることは真似をするだけ！」などとうたって消費者を勧誘し、広田拓海と称する者が考案したとするネットショップの真似をして石けんのネットショップを運営すれば多額の収益が得られるとの旨が記載された情報商材を購入させた上で、サポートサービスも併せて契約しないと売上げを見込むのは難しいなどとして、高額な有料サポートサービスの契約をさせていたが、契約をしてきれいの指示どおりに石けんのネット通信販売を行っても、収益が得られるような仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)。</p>

～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

公表日	事案名	措置等	概要
H30.8.28	「毎月最低30万円分のビットコインを受け取り続けることができる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社リード」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社リード」は、「ビットコインを生み出す側に立ち、毎月最低30万円分のビットコインを受け取り続けることができる」などとうたい、海外の事業者が運営するビットコインのマイニングサービスを利用できる「オートビットチャージ」と称するアプリケーションソフトウェアを販売していたが、当該ソフトウェアを利用しても簡単に毎月最低30万円分のビットコインを受け取ることができる仕組みにはなっていないことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。
H30.8.29	「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社ジパング」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社ジパング」は、「金と銀のプロジェクトに参加するだけで、毎日1万円収入の最低保証」などとうたい、「CLUB THE ZIPANGU」などと称する投資・運用コースの参加料として消費者に高額な費用を支払わせていたが、このような宣伝文句に根拠や裏付けは無いことが判明した（虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知）。

～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

公表日	事案名	措置等	概要
H30.8.31	「オーナー制度」と称する取引に関し、多額の支払遅延を発生させている「株式会社ケフィア事業振興会」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社ケフィア事業振興会」(以下「ケフィア」という。)は、「オーナー制度」と称して、干し柿、メープルシロップ、各種ジュース、ぬかどこ、ヨーグルト等多岐にわたる商品を対象に、消費者と買戻特約付売買契約を締結し、形式上消費者が対象商品のオーナーとなり、満期が到来するとケフィアが買い戻す取引をしていたが、平成29年11月頃以降、買戻代金の支払遅延が発生し、平成30年7月31日までに満期を迎えた契約のうち、支払われていない買戻代金の金額は、少なくとも数百億円に達することが判明した(債務の履行遅延)。
H30.9.11	「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社ferix」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社ferix」(以下「ferix」という。)は、「かんたん選択ビジネス」、「写真を選ぶだけで収入UP」などとうたって消費者を勧誘し、ferixが販売するツールを用いて写真から作成した動画をインターネット上の動画サイトに掲載するだけでお金を稼げるとして高額なツールの利用料等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを用いて動画サイトに投稿しても、誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供)。

～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

公表日	事案名	措置等	概要
H30.10.17	「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社Quest」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社Quest」(以下「Quest」という。)は、「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたって消費者を勧誘し、Questが販売するツールを用いて商品を安く仕入れて高く売るいわゆる「せどり」を行うことで、初心者でも収益を上げることができるなどとして、サポートを受けられる高額な有料コースの料金等を消費者に支払わせていたが、実際には、当該ツールを利用してせどりを行っても誰もが簡単に稼げる仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供)。
H30.11.9	「誰でもたった1分で1万円の現金をラクラクGET！」などとうたい多額の金銭を支払わせる「一般社団法人日本統計機構」に関する注意喚起	注意喚起	「一般社団法人日本統計機構」(以下「日本統計機構」という。)は、「誰でもたった1分で1万円の現金をラクラクGET！」などとうたって消費者を勧誘し、本登録会員になれば簡単なアンケートに答えるだけで収益を上げられるとして、高額な入会金を消費者に支払わせていたが、実際には、本登録会員になりアンケートに回答しても報酬を得られる仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)。

～消費者安全法の執行～ 消費者に対する注意喚起

公表日	事案名	措置等	概要
H31.2.13	「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる「株式会社トップ」に関する注意喚起	注意喚起	「株式会社トップ」は、「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたって消費者を勧誘し、関心を持って連絡を取った消費者に対して、SNSを用いて集客し、集まった顧客に情報商材を販売すれば容易に収益が上げられるとした上で、SNSでの集客に必要だとして「自動システム」と称するSNSへの自動投稿ツールの使用料として高額な金銭の支払を求めていたが、実際には、当該ツールを用いてSNSに投稿を行っても、簡単に収益を上げられる仕組みにはなっていないことが判明した(虚偽・誇大な広告・表示)。
H31.2.22	冬物ブランド衣料品の偽物を格安で販売する「CGJP株式会社」に関する注意喚起	注意喚起	「CGJP株式会社」(以下「CGJP」という。)は、ウェブサイト上で「こちらの商品はブランド、新品、工場直売です。」「すべては未使用の正規品です。」などと表示してカナダグース社製とする冬物衣料品を販売していたが、実際には、CGJPが販売する商品はいずれもカナダグース社製ではない偽物であることが判明した。また、ウェブサイトに記載されていた住所にCGJPは存在しなかった(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)。